

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 福岡県  
（氏名） A

上記被審人に対する平成26年度（判）第25号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金93万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成27年1月5日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成26年10月30日

金 融 庁 長 官 細 溝 清 史

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第二部に上場されている川口化学工業株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成25年7月11日午後1時42分頃から同月12日午前9時17分頃までの間、2取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、B証券株式会社を介し、下値買い注文を大量に入れたり、直前の約定値より高指値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計2万2000株を買い付ける一方、同株式合計4万6000株を売り付けるとともに、同株式合計9万4000株の買付けの委託を行うなどし、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

(別紙2)

## 2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項

## 3 課徴金の計算の基礎

法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

- (1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

- (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

別紙1に掲げる事実につき

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、46,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量22,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(109円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量26,000株を加えた48,000株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (46,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (110 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 124 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} + 125 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} \\ & + 130 \text{ 円} \times 19,000 \text{ 株} + 131 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 133 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\ & + 134 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 135 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 138 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株}) \\ - & (109 \text{ 円} \times 28,000 \text{ 株} + 110 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 111 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株} \\ & + 112 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 123 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 124 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) \\ = & 913,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 (48,000 株) が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (46,000 株) を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格 (134 円) に当該超える数量 2,000 株 (48,000 株 - 46,000 株) を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (134 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) - (124 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 125 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\ = & 19,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額 932,000 円となる。

(2) 法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て、930,000 円となる。

(別表)

取引年月日	委託株数		売買株数	
	売付	買付	売付	買付
平成25年7月11日	-	22,000株	2,000株	17,000株
平成25年7月12日	-	72,000株	44,000株	5,000株
合計	-	94,000株	46,000株	22,000株